

(同書簡の原文はインドネシア語。以下、WALHIによる英訳を和訳。)

2016年4月30日（於インドラマユ）

国際協力機構（JICA）
理事長 北岡 伸一 様

表題：インドネシア西ジャワ州インドラマユ石炭火力発電事業（フェーズ2）に関する懸念および要求について

私たち JATAYU（Jaringan Tanpa Asap Batubara Indramayu：インドラマユから石炭の煙をなくするためのネットワーク）は、インドラマユ石炭火力発電事業の両フェーズ、つまり、フェーズ1（300 MW x 3基）およびフェーズ2（1,000 MW x 2基）の影響を受ける7つの村の住民が参加するコミュニティー・ネットワークです。現在、私たちはフェーズ1発電所の閉鎖とフェーズ2事業の中止を強く要求し、インドネシアの関連政府機関に懸念を伝えてきました。

私たちは、貴機構がインドネシア国有電力会社（PLN）と2013年3月28日に融資契約を結び、フェーズ2に対し、エンジニアリング・サービス借款17億2,700万円を供与し、また、現在、フェーズ2事業の1号機（1,000 MW）建設のため、より巨額の追加借款を検討中であると承知しています。

したがって、私たちはこの書簡を通して、貴機構に対し、インドラマユ・フェーズ2事業に関する重要課題3点への注意喚起を致します。すなわち、以下に詳述するとおり、フェーズ2事業におけるプロセス、環境社会影響、汚職のケースについてです。

1. 環境アセスメント（EIA。現地語でAMDAL）のプロセスについて、フェーズ2事業の発電所建設の責任者である政府機関 PLN は、漁民や農民といった影響を受けるコミュニティーの懸念や意見を代表していない郡長や村長のみを協議会に招待しました。影響を受けるこうしたコミュニティーは、彼らの懸念を提起する機会を一切持たず、したがって、そうした懸念はEIAには一切反映されていません。
2. 土地収用プロセスについて、PLNは2015年11月9日のソーシャライゼーション会議に地権者、宗教リーダー、村長のみを招待しました。一方、漁民、農民、また、その他の影響を受けるコミュニティーは除外されたか、もしくは、招待されませんでした。同ソーシャライゼーション会議のプロセスに関する私たちの記録は以下のとおりです。
 - a. 早期のソーシャライゼーションのプロセスにおいて、用地取得委員会は、農業や海水、健康への影響など、潜在的な環境影響について地権者からの質問に答えることができなかった。
 - b. ソーシャライゼーションのプロセスにおいて、用地取得委員会、地方自治体、郡政府は、どのようにCSRや補償が供与されるかに関する情報のみを提供・詳述した。
3. フェーズ2の開発計画枠組みに関する協議会について、PLNと郡政府は地権者、宗教リーダー、村長のみを招待しました。彼らは参加者を選定することで、協議会の参加者全員が同事業を支援しているように見せました。関連法である公共事業土地収用法（2012

年法律第2号)では、影響を受けるコミュニティーも協議会に出席すべきと規定されていますが、同事業ではそれが確保されていません。

4. また、重要なのは、269.7ヘクタールの事業予定地の90%が農地であり、10%は生産性の高い畑地であるということです。地元コミュニティーは(農業で)生活を維持でき、昨年の収穫高は約2,000トンに達しました。この農地がなくなったら、適切かつ効果的な代替の生計手段を見つけるのは難しいです。
5. また、小作農や日雇い農業労働者を含む約1,500人の農民が仕事を失うこととなります。フェーズ1事業で見られたように、フェーズ2事業でも失業者数の増加だけでなく、地元の犯罪率も高くなるでしょう。もし同事業が推進されたら、地元の小農家は建設作業など経験のない職種を強いられることになるでしょう。あるいは、大都市に行かなくてはなくなり、浮浪者になる者すらいるでしょう。
6. (フェーズ1の)発電所の建設以来、漁民に対する影響としては、漁場の制限、魚類の数の減少(ある種はすでに見かけることすらなくなっている)が見られ、このため、漁民の収入も減少しました。他方、彼らの漁船や漁網に石炭運搬船やその錨が当たり、被害を受けることもあります。
7. もう一点、私たちが言及すべきことは、他のほとんどの政府事業と同様に、インドラマユ石炭火力発電事業においても、不正行為や汚職行為が顕著であったということです。郡政府を通じて政府機関(PLN)がどのように補償金やCSR以外のものを見返りとして約束してきたかを見れば明らかです。認可プロセスや土地収用、主要建設請負業者の選定、物品・サービスの調達といったあらゆる段階で汚職が非常に起きやすいです。フェーズ1事業では、インドラマユ県スクラ郡スムラドゥム村において汚職をしようとしたケースが発覚しています。(スムラドゥム村におけるフェーズ1事業の土地収用に関連した汚職事件の判決については、添付資料をご覧ください。)

私たちは、上述したような点について、貴機構のもつ環境社会配慮ガイドラインの多くの規定に明確に違反していると考えます。

したがって、私たちは、貴機構がインドラマユ石炭火力発電事業フェーズ2に関するインドネシア政府の追加融資の要請について検討を止めるよう、あるいは、検討しないよう要求します。

貴機構のご配慮に感謝致します。貴機構の私たちに対するご回答を宜しくお願い致します。

(2名のJATAYUコーディネーターの署名)